

平成27年度奈良県人権施策協議会 議事録

1 開催日時

平成27年8月24日（月） 13:30～15:00

2 開催場所

奈良県中小企業会館 中会議室A・B
奈良市登大路町38-1

3 出席者

委員：寺澤委員(会長)、野口委員(副会長)、阿久澤委員、松岡委員、佐々木委員、村上委員、松田委員、松本委員、岡下委員

事務局：中くらし創造部長、安井教育次長、吉田くらし創造部次長、今仲国際課課長補佐、芝池障害福祉課長、梅野長寿社会課長、池田子育て支援課主幹、小出こども家庭課長、正垣女性支援課長、春田学校教育課課長補佐、筒井人権・地域教育課長、九鬼人権・地域教育課課長補佐、久森人権施策課長

関係課：山下地域包括ケア推進室室長補佐、森口地域交通課課長補佐

4 議題

(1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

(2) その他

※配付資料

資料1. 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画

資料2. 「奈良県人権施策に関する基本計画」各分野別関連指標の推移

資料3. 人権相談件数等の推移

資料4. 奈良県人権施策協議会規則

事前質問一覧

5 議事内容

◎開会挨拶（中くらし創造部長）

県においては、「奈良県人権施策に関する基本計画」に基づき、様々な人権施策に取り組んできたところ。また、今年と同和対策審議会答申50周年という節目の年にあたるが、残念ながら今なお多くの差別事象や人権侵害が後を絶たないのが現状であると認識している。インターネットや携帯電話・スマートフォンをめぐる差別書き込みなどの差別事象をはじめ、ヘイトスピーチや女性、子ども、高齢者、障害のある方といった社会的弱者に向けられた暴力や虐待等が発生し、学校等におけるいじめも大きな社会問題となっている。

奈良地方法務局の発表によると、昨年1年間に新たに救済手続きを開始した人権侵犯事件数は、292件、学校における「いじめ」に関する人権侵犯事件も74件と、共に増加している状況。とりわけ、インターネットを利用した人権侵犯事件（前年比49%増）が全国的に増加しており、過去最高を記録した前年の件数を更新している状況。

こうした状況を踏まえ、県としては、今後も、県民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに向けて、国、市町村、関係団体、ボランティア・NPO等と一層、連携・協働を図りながら、「人権教育・啓発」及び人権問題に関する「相談・支援」を柱として、人権課題の解決に向けて一層より効果的な人権施策の推進に取り組まなければならないと改めて認識しているところ。

また、人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済制度の早期確立や、公然と行われるヘイトスピーチに対しての法規制も含めた実効性のある対策について、引き続き国に対して強く求め続けていこうと考えているところ。今後とも皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げたい。

本年、同対審答申 50 周年という節目を迎えたことを契機とし、人権が大切にされる社会の実現のために、県の人権施策はどうあるべきか、どのような施策を考えるべきかについて、改めて思いをいたしたいと考えているので、皆様には様々なお立場から忌憚のないご意見等をいただきたい。

◎議題（１）奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

◆事務局（津田人権施策課長補佐）から資料１に基づきポイントを説明

○人権施策に関する概況について（2014（平成 26）年度の主な取組）

・「学校における人権教育の取組を充実」

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、具体的には「人権教育推進プラン」に沿って、また、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に留意し、人権教育がより系統的・横断的・発展的に教育活動に位置づけられ推進されるよう取組の充実を図った。

中学生を対象とした人権教育学習資料集「なかまとともに」を作成し、学校等に配布した。

・人権相談の充実

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を進め、国や市町村などの公的機関やNPO等、115 機関で構成する「なら人権相談ネットワーク」において、各機関の連携・協力を図るとともに、相談員のスキルアップを図るための研修会を開催した。

・スポーツ組織と連携した人権啓発事業を実施

県内初のプロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」と連携・協力し、そのホームゲームにおいて人権啓発活動を行った。その結果、青少年や地域社会に人権尊重の意識の普及を図ることができた。

・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の制定

国では、2007（平成 19）年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進めており、同条約を 2014（平成 26）年 1 月に締結した。平成 23(2011)年の障害者基本法改正では、「差別の禁止」を基本原則として規定し、同原則の具体化のため、2013（平成 25）年に障害者差別解消法が成立した（2016（平成 28）年 4 月 1 日施行）。

県では、2014（平成 26）年度に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、2016（平成 28）年 4 月 1 日の施行に向け、条例の普及・啓発に積極的に取り組んでいるところ。

・多発するヘイトスピーチへの対応

近年、ヘイトスピーチが多発し、社会問題化している。本県でも2011（平成23）年1月に水平社博物館前で差別街宣が起こった。ヘイトスピーチのように不特定多数を侮蔑、差別する行為に対しては、現行法では実効性のある対策が困難であり何らかの法規制が必要であるが、憲法で保障された表現の自由との関係を整理する必要があり、国において検討が進められることが期待される。

2014（平成26）年7月に国連自由権規約委員会が、8月に国連人種差別撤廃委員会が相次いで日本国内の状況に懸念を表明し、日本政府に適切な措置を取るよう勧告した。また、奈良県議会では、2014（平成26）年9月議会において「ヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のための法規制を求める意見書」を採択し、その後多くの地方公共団体の議会において同様の意見書が採択された。こうしたことを踏まえ県としては、国に対して、法規制の検討も含めた実効性のある対策を講じるよう要望活動を行ってきた。

・全国水平社創立宣言のユネスコ世界記憶遺産登録に向けての活動

全国水平社創立宣言は、人類の普遍的原理である自由、平等を基調とし、差別のない社会の実現を高らかに謳い上げた日本で最初の人権宣言です。この全国水平社創立宣言についてユネスコ世界記憶遺産への登録をめざす活動に対し、県でも、賛同署名に応じるとともに、日本ユネスコ国内委員会に対し要望書を提出し、登録に向けた活動に協力してきた。結果として、昨年、選定から外れたが、次回2017（平成29）年の登録に向けた活動に対し、引き続き適宜協力していく。

○人権施策に関する概況について（2015（平成27）年度の主な取組）

・人権教育振興事業

奈良県人権教育研究会及び奈良県高等学校人権教育研究会が開催する学校教育における人権教育の推進に資する研修に対して事業補助等を行う。

奈良県人権教育推進協議会が開催する社会教育における人権教育の推進に資する研修に対して事業補助等を行う。

・教職員の理解を深める講座

調査研究の成果をもとに、学校教育で使用できる地域教材の作成をめざす。

・子どもの「自立」サポート事業

児童養護施設等退所後の児童の自立支援のため、就業相談や生活相談等の各種相談支援を実施。

・在住外国人サポート促進事業

外国人住民が安心して生活できるよう、相談窓口担当者の相談対応能力を高めるための研修会、相談事業の向上のための取り組みを行う。また、災害ボランティアの翻訳・通訳ボランティア養成セミナー等を開催する。

・「(仮称) 奈良県子どもの貧困対策計画」策定事業

貧困の世代間連鎖の解消と将来の社会を担う人材の育成をめざし、子どもの貧困対策に関する計画を策定し、総合的な施策の展開を図る。

○各委員からの質問に対して、担当課から回答

◆公正採用について

(野口委員)

- ・奈良県では、公正採用への違反事例はどれくらいか、過去、10年前20年前と比べて、どのような特徴がみられるのか？
- ・高校生については把握していると思うが、専門学校など、大学について、違反事例を把握しているのか？
- ・それら違反事例、県として把握する仕組みを、どのようにつくっているのか？
- ・「大学等就職問題連絡協議会」のような組織はあるのか？ ちなみに、京都府では、大学生についての違反事例は把握してないということです。

(津田人権施策課長補佐)

【担当課の地域産業課が欠席のため人権施策課から回答内容を読み上げ】

奈良県においては、奈良県では奈良労働局と連携し、「奈良県公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、奈良県企業内人権センターの雇用指導員（2名）が、主に従業員25名以上の県内の事業所を訪問しながら、①企業内における人権問題の理解と認識を高めるための指導、②雇用の機会を拡大するための啓発活動を行っている。また、奈良県には、大阪府に設置されている「公正採用・雇用促進会議」にあたる会議はない。また、専門学校及び大学生の就職差別については、奈良労働局でも把握できておらず、県においても同様に把握はできていない状況。

また、奈良県には「大学等就職問題連絡協議会」に類した組織は、今のところない。

(筒井人権・地域教育課長)

近畿高等学校統一様式の徹底については、毎年、奈良労働局、奈良県、そして奈良県教育委員会が合同で、企業等に周知文書を出している。各高校においても、就職を目指す高校生に対しては、その趣旨を十分伝えるような機会を設けてもらっている。違反事例については、面接をすぐに学校に報告して、学校から、高等学校進路指導研究会等を通じて、その結果が集約されるフローを確立している。ここ5年間の違反事例については、遡ると、去年10件、4件、8件、3件、4件という状況。今申し上げた取り組みは引き続き推進していくが、それ以外でも、教育委員会が作成している人権教育学習資料集「なかまとともに」の中学生用に、統一様式のことを記載して、周知してもらおうというように工夫をしている。今、高校生用の「なかまとともに」を作成しているが、そちらにも記載を検討しているところ。

(野口委員)

一つ目として、違反事例の件数について最近のものを報告していただいた中で、件数としては、少ないけれども、報告されている数だけを見ていたのでは、非常に大きな間違いを起こすのではないかなと思う。というのは、私が大阪府の関係で、他府県出身者が大阪府の事業所に就職する選考過程のなかで、違反事例があったかどうかという報告をみると、年度によって、非常に違いがあると同時に、府県によって、非常に多い・少ないがある。例えば、ある年度だったら、宮崎県からの報告がたくさん寄せられたり、滋賀県は毎年かなりの件数が報告されたりしているというようなことなので、報告件数というのは、実態を反映しているのではなくて、高校生であれば、高校での取り組みがどれくらい徹底してやれているのかというのが、反映されていると思う。報告件数が少ないからといって、取り組みが弱くなっていることの反映ではないかという風に注意してみていかなければいけないので、これからも高校卒業者の就職に対する、人権問題が発生していないかということに対しては、きちん

とした指導体制を整えてやっていく必要があるのではないか。

二つ目として、最近高校生の統一応募用紙の中で、どうするのかで議論になっているのが、性別記載の問題。われわれが性別記載ということで、男女に丸をすところがあるが、これも性的少数者の観点からすると、記載するのは苦痛であるということもある。実際に男女雇用機会均等法が施行されているなかで、あえてなぜ性別を記載しなければいけないのかというようなことが問題になっている。今、近畿の関係者からは、検討作業に入っているということですので、これについても奈良県としては、今までの慣習からそういうようにやって、疑問も感じなかったという時代ではないので、きちんとした視点から、意見表明をしていくべきではないかと思う。

三つ目として、特定秘密保護法が施行されるようになり、その中で秘密とは何かという議論はあるが、人権の問題に関しては、秘密を扱う資格があるかという認定制度が中に含まれている。その認定制度というのは、今まで、公正雇用という就職差別の観点からみると、非常に問題がある。つまり、本人だけではなく、親や兄弟、配偶者、かつて離婚した相手のところまで調べるといような、極めて人権問題として問題があるようなところまで調べるという形になってきている。家族に外国籍をもっている人がいるのかいないのかというようなことも、調べるということが言われている。就職差別という観点からみると非常に問題のある項目が、新たな法律によって合法化されようとしている。これが一般化されると、国が特定秘密を扱うために、そういうことをやっているのならば、民間も企業内秘密があるので、それを扱うものに対して、就職のときに色々聞いても当然であるという声が登場しないかということ非常に危惧している。今回、質問はしなかったが、来年度、もしこのような会議があれば、それについて、奈良県として特定秘密を扱うというように、資格認定の対象となった件数がどれくらいあり、どのような具体的な調査をしているのかについて、質問しようと思っている。奈良県として人権という観点から人権侵害、雇用上の差別につながる恐れはないかということに注意して監視してほしい。

(筒井人権・地域教育課長)

高校での取り組みが重要ということで、引き続き現場と連携をとりながらやっていきたい。性別記載についてであるが、統一様式のなかで、履歴書に記載することは、業務を遂行することができるかを判断するために最小限の項目ということになっている。その点を踏まえて、性的少数者の問題等、どうやっていくのか、現場の意見も聞きながら、世間や社会の動向もふまえながら検討していきたい。

◆障害者虐待について

(村上委員)

- ・障害者虐待防止法施行後の奈良県内における障害者虐待の実態をどのように捉えておられるか教えて下さい。
- ・市町村から報告があったもの以外に、県が直接相談・報告を受けた事例や虐待の事実が認められた事例について、公表できる範囲で内容を教えてください。

(芝池障害福祉課長)

障害者虐待防止法においては、障害者の虐待防止や権利擁護に関する、県や市町村の実施すべき措置、役割など、具体的なスキームが規定されており、障害者虐待の対応窓口として、県においては、都道府県障害者権利擁護センター、市町村においては、市町村障害者虐待防止センターを設置するこ

ととされている。県においても、平成 24 年 10 月の法施行に合わせて、障害福祉課内に「奈良県障害者権利擁護センター」を設置し、専用電話による通報・相談に対応するほか、虐待事案への対応として、労働局をはじめとする関係機関や援護の実施主体である市町村との連携、助言・援助等を実施しているところ。

通報等の状況については、平成 24 年度は半年間で、県権利擁護センターへ 9 件（相談を含めば 28 件）、各市町村虐待防止センターに 31 件の合計 40 件。県で受け付けた 9 件の内訳は、養護者によるものが 2 件、施設従事者によるものが 5 件、使用者によるものが 2 件。9 件のうち虐待と判断したものは 0 件。市町村で受け付けた 31 件の内訳は、養護者によるものが 27 件、施設従事者によるものが 4 件、使用者によるものは 0 件。31 件のうち虐待と判断されたものは 21 件であった。

次に、平成 25 年度は、県に 11 件（相談を含めば 42 件）、市町村に 38 件の合計 49 件。県で受け付けた 11 件の内訳は、養護者によるものが 3 件、施設従事者によるものが 4 件、使用者によるものが 4 件。11 件のうち虐待と判断したものは 0 件。市町村で受け付けた 38 件の内訳は、養護者によるものが 28 件、施設従事者によるものが 8 件、使用者によるものが 2 件であった。38 件のうち虐待と判断されたものは 14 件であった。平成 26 年度は、県に 11 件（相談を含めば 33 件）、市町村に 38 件の合計 49 件でした。平成 26 年度の状況は、今年の 11 月頃に報道発表予定。県で受け付けた 11 件の内訳は、養護者によるものが 5 件、施設従事者によるものが 4 件、使用者によるものが 2 件。11 件のうち虐待と判断したものは 0 件。市町村で受け付けた 38 件の内訳は、養護者によるものが 28 件、施設従事者によるものが 8 件、使用者によるものが 2 件。38 件のうち虐待と判断されたものは 13 件。今年度の 8 月 14 日現在の状況は、県に 21 件の相談等がある。内訳については、継続中のものもあり、未集計である。

具体的内容で公表できるものとしては、平成 25 年度の施設従事者による虐待事案では、生活介護事業所において「強い行動障害がある利用者に対してこぶしを振り上げて威嚇する仕草をしたほか、日常的に差別的な言動があった」事案、障害者支援施設において「夜間徘徊が頻繁にある利用者の居室入口を、就寝時間帯に中から開けられないようにドアをタオルで巻くなどして施錠した」事案があった。いずれの事業所に対しても、改善計画の提出等の措置を採っている。

また、県では、平成 25 年 7 月から、弁護士等 3 名の外部アドバイザーに就任いただき、虐待事案等の対応等について、専門的かつ客観的な意見を求めているところ。今後とも、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、事案が発生した場合には、関係機関と連携し、迅速な対応、その後の適切な支援に努めていきたいと考えている。

◆福祉有償運送について

(村上委員)

・「福祉有償運送」が制度化されてから 11 年になりますが、事業者数があまり増えていません。

運営協議会は、県内全市町村に設置されているのでしょうか。

奈良県では、「過疎地有償運送」も重要だと考えます。

・「福祉有償運送」「過疎地有償運送」について、運営協議会設置状況、市町村別事業者数、運行状況について教えて下さい。

(森口地域交通課長補佐)

道路運送法に基づく、これらの有償運送については、市町村や住民、交通事業者など関係者で構成

する協議会での合意に基づき、国の地方運輸局に登録することにより、運行が可能になるという前提がある。現状を説明すると、まず、福祉有償運送及び過疎地有償運送の両方を行う協議会があり、宇陀市と山添村の2市村が設置している。事業者数は、福祉有償運送と過疎地有償運送とで各1事業者ずつとなっている。

次に、福祉有償運送のみ行っている協議会については、県内で8つの地区または市町村が設置している。県内のトータルの事業者数は重複を除き29である。さらに、過疎地有償運送のみ行っている協議会については、御杖村、下北山村、東吉野村の3村が設置している。事業者数は各村に1事業者ずつとなっている。福祉有償運送と過疎地有償運送というのは、会員を対象に運送サービスを提供するもの。参考までに、全ての住民が利用できる、コミュニティバスやデマンドタクシーを運行している市町村は、県内39市町村のうち34の市町村である。

なお、過疎地有償運送が行われていない市町村は34あるが、このうち29市町村でコミュニティバスやデマンドタクシーが運行されている。空欄になっている部分が残りの5町村であるが、これらの町村についても、福祉タクシー券等が、住民に配布され、県内全ての市町村で何らかの住民への移動支援が行われているのが現状。

この現状に対して、県としては、県、市町村、交通事業者などの代表者で構成される地域交通改善協議会や市町村の地域活性化協議会の場を活用し、移動ニーズに応じた交通サービスを実現するため引き続き検討を深めていきたいと考えている。具体的には、検討だけではなく、市町村や市町村協議会が過疎地有償運送といった地域の交通をどうすべきかということを検討する際に、検討経費の支援やアドバイス、協議会設置の働きかけ等を支援して、一緒になって取り組んでいきたいと考えている。

◆介護保険制度改革について

(村上委員)

- ・今年度の介護保険制度の改正で注目されているのが、要支援1・2の人たちに対するサービスの一部が市町村の事業となったことです。その「介護予防・日常生活支援総合事業」について、県内市町村の移行状況を教えてください。
- ・その際、重要な役割を担うことになる「地域包括ケアシステム」について、厚生労働省のホームページでモデルケースとして生駒市の事例が紹介されています。その他参考となる全国の事例もみることが出来ます。県内の市町村でも、全国の取り組みに学びユニークな取り組みをしているところが他にあれば教えてください。

(山下地域包括ケア推進室室長補佐)

要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護に係るサービスについて、「介護予防・日常生活支援総合事業」として市町村が実施する地域支援事業に移行する。

各市町村は、自らの地域の実情に応じて遅くとも平成29年4月までに、この新たな総合事業を実施することが求められている。県内では、生駒市と橿原市が今年度から総合事業へと移行し、残る市町村では確実に移行できるよう準備を進めているところ。県においても研修会やモデル事業を通じて、市町村の早期移行や介護予防の推進を支援している。

こうした介護予防・日常生活支援総合事業の導入による多様な生活支援サービスの充実を図ることは、高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられること

を目指す、「地域包括ケアシステム」の構築に不可欠なもの。委員からご紹介のあった生駒市の他、県内の9つの市町村における、医療介護連携や住民ボランティアとの連携による高齢者の居場所づくりといった取組事例が、厚生労働省のホームページでも紹介されている。

この中の一つである五條市大塔町の取組を紹介すると、この地域は、山間地域における地域包括ケアシステムのモデルとして県もその取組を支援してきたものであり、紀伊半島大水害からの復旧・復興に合わせて高齢者が安心して住み続けられるための仕組みづくりを目指すもの。この取組では、自治連合会やボランティア団体等の住民が主体的に運営する「おおう元気会議」を立ち上げ、県や市の行政機関の他、郵便局や消防といった事業者も参画し、多様な主体が互いに協力して見守りや買い物支援といった地域が抱える課題の解決に向けた活動を進めている。

このように市町村における介護予防・日常生活支援総合事業への移行や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が少しずつ進んでいるところであり、県においても引き続き市町村の支援に取り組むとともに、他市町村のモデルとなるような事例について、県ホームページに掲載する等情報提供を行っていきたいと考えている。

◆学習資料「なかま」・「なかまとともに」の違いについて

(阿久澤委員)

◆道徳教育と人権教育との関係について

(阿久澤委員)

道徳教育の教科化が行われるが、人権教育（学校での）との関係はどうなるのか？

(筒井人権・地域教育課長)

一点目の「なかま」と「なかまとともに」の違いについてですが、双方とも、人権教育を推進するための学習資料である。その点は同じであるが、違いとしては、発行機関や策定経緯、策定年度が異なっている。策定団体、策定機関に関しては、まず、「なかま」については、現場の先生達が、現場で人権教育を推進していきたいということで、昭和30年代から順次発行されたもの。一方、「なかまとともに」は、新たな人権課題も含めて県教育委員会が民間機関の協力も得て、平成23年度から小学校低学年用・高学年用、中学校用、高校用と順次作成・発行しているもの。それぞれ、小学校用、中学校用、高校用というものがある。その双方が今どのように使われているのかということについては、最新の「なかまとともに」というのをベースに、「なかま」に掲載されている教材も素晴らしいものがあるので、両方、現場の実情に応じて活用してもらっているという状況。

二点目の人権教育と道徳教育の関係ということについて。現場の実情からいうと、各学校に人権教育推進主担当教員と道徳教育推進教員という担当がいて、それぞれ計画をたてて、取り組みを実施している。多くの学校では2本立てで行っている。課題としては、人権教育と道徳教育がいかに連携していくかということの方があげられると思う。双方の教育とも学校の教育活動の全てを通じて、資質や能力を養っていくもの。双方、三側面と呼ばれる、知識的側面、価値・態度的側面、技能的側面といったものがあり、目指すところは同じであるため、今後とも連携をとりながらうまくいけるように工夫していきたい。

(阿久澤委員)

人権教育において、今後、同和問題など個別の人権課題を学習する機会の確保が重要と考える。

一つ目の質問と二つ目の質問は重なっていて、道徳教育は教科書ができてしまうので、例えば、部落問題など、他の問題もそうであるが、どこで学習していくのかきっちりと議論していかないと、あつという間になくなってしまわないかというのではないかとすごく危惧している。とりわけ、マイノリティや差別・排除の問題について、学習する機会がなくなっていってしまうのではないかと危惧している。「なかま」は全国にも歴史的にも知られたものであるが、1万1千円という、少ない額だったので、一体どこで使われているのか不思議に思い、お尋ねした。昨年、世界人権問題研究センターで、近畿の12の大学で、18歳、19歳の学生に意識調査をした際、例えば、7割の学生が、部落問題の学習経験がある一方で、「あなたには、次のようなマイノリティの友人・知人がいますか？」という質問をすると、部落問題だけ、いない・わからないというのが9割となる。地域の人が見えない人権学習をしているということであるが、法が切れたので仕方がないといえば、そこまでなのかもしれないが、一方で、様々な相談があったことについて学生から聞いていると、自分が予期しないところで、部落問題を問題にされたという経験をしている学生、若い年代層がいる。どの子がということの名指せないにしても、みんながそういうことを知っている、きちんと向き合えるという状況は大事だと思うので、マイノリティの問題について、取り上げられることが必要と思う。人権教育は、差別をしてはいけないということ、道徳で価値を教えるだけではなく、当事者がらしく生きるために、権利について知ることが前提であるので、部落問題に関していうと、当事者が見えなくなっているし、カムフラウトできなくなっているという状況だと思うが、これが他のマイノリティの問題に全部広がっていったら、大変なことで、どのように歯止めをかけていくのかということにすごく気になっている。

◆「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」について
(村上委員)

今年3月に成立して、一部今年の10月から施行されるという「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」について。施策の説明のなかでもあったが、障害者の権利条約の批准のために、国内法が色々整備されることによって、障害者権利条約が昨年批准されたが、そこに至るまでに、障害者虐待防止法や差別解消法等、特別の法律ができあがり、ようやく障害のある人たちの権利を守るという国内法が整備されて条約の批准に至る。それに至るまでに、条例を地域でつくっていかうとする動きが、さきがけとして千葉県で始まり、千葉県は「障害のある人もない人も暮らしやすい千葉県づくり条例」を2004年に制定した。その千葉県のものと、奈良県の現在制定された条例の決定的な違いを二つだけ申し上げたい。

一つ目は、差別を受けたというような相談を受けたときには、県は相談等の調整委員会というのをつくって解決にあたるということで、委員会を設けるが、千葉県ではそれとは全く別に、推進会議というものをつくっている。推進会議とは何かというと、条例の精神を実際の施策に活かす、あるいは現実に起こっている問題を解決するためには、どういう施策が必要かということに政策提言するところまで議論するものである。姿勢の問題だと思うが、障害のある人たちに問題があるときに、それを解決するための施策をきっちりとそれ以後の施策に反映させていかうと、そういうスタンスをきっちりと示しているということ。相談があつてそれから動くということではなくて、問題が現実にある、それを解決するための会議を設けているというのが一点。

二つ目が、制定のプロセス。タウンミーティングだけでも30数カ所千葉県で、障害のある人も参加をして、地域の人たちと、一体障害のある人に対する差別とは何なのかと、いうところから議論を始めて、それを直すためにどうしたらいいのかという議論が各地で起こっている。それがあつてはじ

めてこの条例までまとめられているということ。奈良県の場合は、そういう先行事例もあって、条例として制定しているが、その施行にあたっては、きっちりと県民の皆さん方にも、存在そのものから、知ってもらうという取り組みを、ぜひ広範囲でやってもらいたい。差別を罰するとか、賠償をするとか、そういう目的の条例ではないので、名前のおり、障害のある人もない人もともに暮らしやすい奈良県をつくってこうという条例であるので、これを一般に県民の皆様に、理解を広げていくというのが一番重要な点であるので、そのような取り組みを県内各地で行っていただきたい。

(芝池障害福祉課長)

色々ご意見いただきながら、推進させていきたいと思う。具体的には、条例を作るために、ご本人の団体の方で、委員会をつくられていたが、今度は条例を推進する委員会ということで改組された。また、県との話し合いというか、よりよい方向に向かうような話し合いをもつ機会を10月に予定している。

◆子どもの貧困について

(佐々木委員)

来年に向けての要望も述べながら意見を述べたい。子どもの権利の尊重の部分。「子どもの貧困対策計画策定事業」というものが挙げられている。今、ご存知の通り、子どもの貧困というのが、社会問題としても、大きく取り上げられており、実態も深刻というように認識している。そのためにどんな計画を県がたてるかを協議しているということであるが、ぜひ今年度中に有効な政策について、皆さんで協議して、方向性を出してもらい、来年度、必ず次の新規事業ということで挙げていただきたい。私自身、子どもの貧困に関して、施策として4点考えていかなければいけない課題があると考えている。

一つは、学校をプラットホームにするというふうな政府の提言もあり、福祉とつながる教育を、どのように実現するかということ。学校というのは、教育というのがメインの現場であるが、保護者とのつながりもあるという意味では、最も貧困問題に困っている子どもを見つけやすい現場であると認識している。そういった子どもを見つけて、アウトリーチいく現場として、有効に活用できるように、是非、学校が福祉と繋がっていくというものをつくりあげていただけないかと思っている。ちなみにスクールソーシャルワーカーの話が学校教育のところにあるが、スクールカウンセラーなどと比べても、普及されていないので、予算的にもぜひ拡充していただけないかと思う。

二つ目は、一人親家庭への経済的支援というものを、もっと充実していただかないといけないと思っている。ご存知の通り、1人親家庭は、50%を超える貧困率と言われており、様々な経済的支援を必要としている。だから親に働けというだけではなく、何らかの県の施策というのがいるのではないかと思っている。

三つ目は小・中・高・大での教育費の負担の軽減について。これは県だけでなんとかできる問題ではないが、例えば、既存の修学援助などの制度を、有効に必要な人が必要なときに利用できるように、普及・啓発していくことも必要である。また高校の方の教育費に関しては、色々な施策をしていくことが考えられるので、ぜひお願いしたい。

四つ目が特に、児童養護施設や里親などで預かっている、親御さんの養護を受けていない子どもの自立支援というもの。こちらの方は、新規事業で、子どもの自立サポート支援というのが始まっているようであるので、その結果も教えてもらいたいし、最も弱い層であるので、いかにその子が望む教

育を受けられて、社会的に自立していけるのか、ちゃんと働ける環境を整えられるのかということについて、強力にバックアップしていただけないかと考えている。

◎まとめ（寺澤会長）

来年に向けて、課題のお示しをいただいた。行政の縦割りの発想の中で策がつくられていくのではなく、自治体行政というのは、行政総体の連携、各課がつながって、来年には、今年の資料1に加味して、また豊かな施策ができるようにしてもらいたい。私ごとですけれども、昭和27年に、私の家は母子家庭だったので、母子福祉の奨学金制度が奈良県にはないのはなぜかという内容の手紙を書いた。それがきっかけとなり、奈良県条例第47号により制度ができて、そのおかげで、高校・大学とその後の私の人生があったと思う。何回か県庁から訪問も受けたし、温もりがあった。しっかりと受け止める行政というのが、大変ありがたかったので、今後ともよろしくお願ひしたい。

（ 以 上 ）